

販売力強化！マーケティングやマナーを学ぼう

今月のメニュー

1. ワクワク！パン屋実践塾
2. 接客マナー研修
3. HBPイベント
4. ベーカリー座談会
5. コラム

ワクワク！パン屋実践塾成果発表会



ワクワク！パン屋実践塾 成果発表会ありがとうございました！も素晴らしい発表でした！（福重 有紀子）

2019年6月6日(木)に、ワクワク！パン屋実践塾の成果発表会を開催いたしました。第2クラスを卒業された方に、卒業後、信者化プログラムのアクションナビシートを利用して約3か月間実践してきた取り組みを発表して頂きました！上司である社長も見守る中、学んだことを少しずつでも実行していこうという思いが伝わる、とても素晴らしい発表でした！（福重 有紀子）



前年より個数が売れたり、お客様の反応が良かったりと嬉しい発表もありました。そして、発表後には全員からフィードバック。

ワクワク！パン屋実践塾第3クラスのお知らせ

～いよいよ、第3クラスが開講です！～

今年の2月に第2クラスが修了し、無事卒業式を行う事ができたワクワク！パン屋実践塾。ついに、第3クラスが開講する運びとなりました。売上を上げるためには何をすればいいのか、お客さんに来てもらうにはどのようにすればいいのか、色々な要望をお聞きしております。この講義の中では大企業のパン屋と、街のリテールベーカリーの戦略の差をはじめ、うまいっている実例を用いて講義を行っていきます。講義の終わりには毎回宿題を出し、次の講義内で成果を発表。そして、新たな内容へといった事を繰り返し、日々講義内容を実践し、成果を実感して頂く事に重点を置いています。今年は関東で8月からスタートする予定！ご興味のある方はぜひお問合せ下さい。（神村 嘉拓）



接客マナー研修

～接客マナー研修 in 大阪第2期、スタートです！～

5月21日(火)より接客マナー研修、大阪第2期がスタートしました。講師はビジネスマナー研究所代表の藤村純子先生です。マナー研修に参加するのが初めてだったので、どんなことをするのかワクワクドキドキでした。緊張の方が強かったのですが、藤村先生の明るくハツラツとした軽快なトークで、受講生全員が始終笑顔で楽しく学ぶことができました。今回はビジネスマナーの基礎中の基礎、あいさつや報・連・相などのコミュニケーション、表情の作り方や立ち居振る舞いを重点的に教えていただきました。おじぎの仕方やイスに座る時の足運び等、初めて知ることばかりで目からウロコ…。自分は、『会社の顔・看板である』という意識を持ち、表情や立ち居振る舞いを常に気をつける必要があると強く感じました。とても充実した楽しい時間だったので、藤村先生に会えるのと次の研修が今からとても楽しみです。（岩崎 愛）



KIITO マルシェに HBP も出店



2019年5月25日(土)デザイン・クリエイティブセンター神戸KIITOにて、「KIITOマルシェ 2019」が開催。家族で楽しめるワークショップや商品、飲食の販売など1日限りのチャリティーマルシェイベント。このイベントの収益金はポートアイランドにある難病とたたかう子どもと家族の滞在施設「チャイルド・ケモ・ハウス」に寄付されます。その活動の少しでもお役に立てるならとHBPもここ数年参加させて頂いております。会員ベーカリーさんがキモチをカタチにして焼き上げたハートの形をしたパン。「かわいい!」「美味しい!」と来場したたくさんの方にとっても喜んで頂きました。いつもイベントに協力していただけるパン屋さん、本当にありがとうございました。 河原 浩



参加ベーカリー: サマーシュ、アビアント、パンデュース、パンとカフェnagi、ケルン、スピッツベーカリー、エアダール

ベーカリー 座談会

本年も毎月大阪と東京で各1回ベーカリー座談会を開催しております。各回とも18時~20時に実施し、終了後に懇親会も実施する予定です。毎回ミニ講義と参加された方からテーマを募り、ワイワイガヤガヤと意見交換をしていただきます。ホームページにアンケートや詳しいご案内がございます。是非ご参照ください。検索キーワード→「ベーカリー 座談会」 <https://www.bakery-no1.com/talk.html>

大阪会場: 参加費 1,000円
河原事務所Cafe スペース
(大阪市北区梅田 1-1-3
大阪駅前第3ビル 2F)
7月1日(月)、8月5日(月)



東京会場の様子です

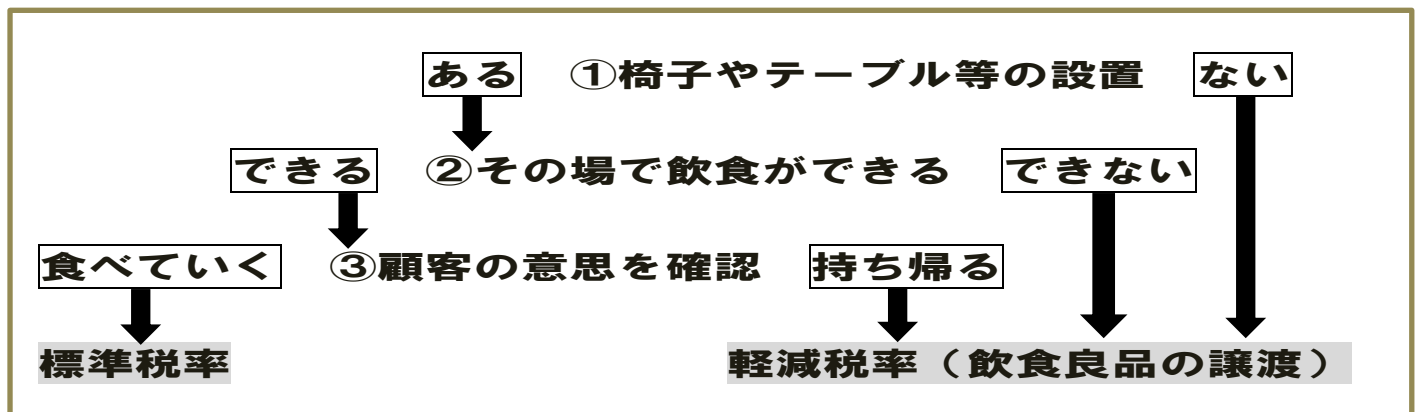
東京会場: 参加費 1,000円
株PAN.Labo 東京営業所
(東京都中央区銀座 6-6-1
銀座風月堂ビル 5F)
6月24日(月)



↑ QRコードで読取してください

2019税務情報: イートイン/テイクアウトと軽減税率

本年10月1日に予定される軽減税率に伴い、イートインとテイクアウトのいずれも行っている店舗の場合、飲食料品を提供する際に標準税率又は軽減税率のいずれを適用するのか判断が必要になります。パン屋さんでもテイクアウトのあるお店はございますので、その判断についてまとめられたチャートをご紹介します。



今回の点に限らず、詳しく知りたいことがございましたら、お気軽にお問合せくださいませ。(喜多 泰友)